

第 1 1 節 輸入貨物取扱関係手続

システムを使用して、関税法第 40 条第 1 項（貨物の取扱い）に規定する輸入貨物の内容の点検、改装又は仕分けその他の手入れにかかる手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

システムに登録された他所蔵置場所に蔵置されている輸入貨物について、システムを使用して関税法第 36 条第 2 項（保税地域についての規定の準用等）に規定する届出についても行うことができる。

1 貨物取扱登録（内容点検、その他の手入れ）

保税蔵置場及び他所蔵置場所（以下この節において「保税蔵置場等」という。）に蔵置されている貨物に対して、内容点検及びその他の手入れを行う場合は、次による。

なお、システム利用者以外が貨物の取扱い（内容点検、その他の手入れ）を行う場合は、取扱場所の倉主等が登録する。

(1) 登録の方法

「貨物取扱登録（内容点検）」業務（業務コード：CHN）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 税関官署（「税関官署」欄）

貨物が蔵置されている保税蔵置場の管轄税関を税関官署コード（「業務コード集」参照）で入力する。

他所蔵置場所に蔵置されている場合は、必須入力する。

[2] 取扱種別（「取扱種別＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
内容点検	Y
その他の手入れ	N

[3] 取扱保税蔵置場（「保税蔵置場＊」欄）

貨物の取扱いを行う保税蔵置場を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[4] 取扱開始年月日（「取扱開始年月日・時刻＊」欄左）

取扱開始年月日を西暦（8 桁）で必須入力する。

[5] 取扱開始時刻（「取扱開始年月日・時刻＊」欄右）

取扱開始時刻を 24 時間制（4 桁）で必須入力する。

[6] 取扱終了年月日（「取扱終了年月日・時刻＊」欄左）

取扱終了年月日を西暦（8 桁）で必須入力する。

[7] 取扱終了時刻（「取扱終了年月日・時刻＊」欄右）

取扱終了時刻を 24 時間制（4 桁）で必須入力する。

※ 以下 [8] から [9] までの項目は、最大 18 欄まで繰り返し入力することができる。

[8] AWB 番号（「AWB 番号」欄）

AWB 番号を必須入力する。

処理対象外とする場合は、先頭に「XXX」を付して入力する。

[9] 個数（「個数」欄）

貨物の取扱いを行う個数を入力する。

(2) 出力情報

前記(1)（登録の方法）により貨物取扱情報がシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
貨物取扱控情報 （輸入） A	AAS0890	なし。	登録者
		登録者が貨物の取扱いをする保税蔵置場の管理者以外で、かつ、取扱いをする保税蔵置場に向けて出力の旨が登録されている場合。	貨物が蔵置されている保税地域
貨物取扱記録情報 （輸入） A	AAS0900	特殊貨物記号又は税関へ届出を必要とする事故情報が存在し、かつ、取扱場所が他所蔵置場所でない場合。	税関 （保税担当部門）
		取扱場所が他所蔵置場所である場合。	
搬送指示情報（輸入） B	AAS0911	搬送指示情報出力の旨が登録されている場合。	貨物が蔵置されている保税地域

2 貨物取扱取消（内容点検）

税関または貨物の取扱いを行う保税蔵置場が、前記1（貨物取扱登録（内容点検、その他の手入れ））により登録された貨物の取扱いを取り消す旨をシステムに登録する場合は、次による。

(1) 取消手続

イ 届出以外の場合

前記1（貨物取扱登録（内容点検、その他の手入れ））の取消しは、貨物取扱登録した利用者が実施する。

ロ 届出の場合

システムに登録された他所蔵置場所における前記1（貨物取扱登録（内容点検、その他の手入れ））による届出の取消しは税関が行う。

他所蔵置場所における届出を取り消す場合は、「NACCS登録情報変更申出」に貨物取扱届の取消しが必要な旨、貨物取扱番号、AWB番号、他所蔵置場所及び事由等、必要事項を記入の上、貨物取扱記録を添付して、税関（保税担当部門）に提出する。

なお、「NACCS登録情報変更申出」については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第2節（汎用申請関係手続）により提出することも可能であるが、この場合には貨物取扱記録の添付を要しない。

税関により取消しが認められた場合は、システムに登録されている届出を取り消す。

(2) 登録の方法

「貨物取扱取消（内容点検）」業務（業務コード：CHC）を利用して、次の事項を入力し送信

する。

〔1〕 貨物取扱番号（「貨物取扱番号＊」欄）

貨物取扱番号を必須入力する。

※〔2〕の項目は、最大18欄まで繰り返し入力することができる。

〔2〕 AWB番号（「AWB番号」欄）

取り消しをするAWB番号を必須入力する。

入力した内容を無効にする場合は、先頭に「XXX」を付して入力する。

(3) 出力情報

前記(2)（登録の方法）により貨物取扱情報が取り消された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
貨物取扱取消控情報（輸入）A	AA S 0 9 3 0	登録者が税関以外の場合。	登録者
貨物取扱取消確認情報（輸入）A	AA S 0 9 4 0	登録者が税関の場合。	税関 （保税担当部門）
		特殊貨物記号が登録されており、かつ、登録者が税関以外の場合。	

3 貨物取扱登録（改装、仕分け）

保税蔵置場等に蔵置されている貨物に対して、貨物の改装、仕分け（注1）及び情報仕分け（注2）を行う場合は、次による。

なお、システム利用者以外が貨物の取扱い（改装、仕分け）を行う場合は、取扱場所の倉主等が登録する。

【枝番付与イメージ】

貨物管理番号：AWB100 → 仕分け →

AWB100/001
AWB100/002

 → 仕分け →

AWB100/003
AWB100/004

（注1）貨物の改装、仕分けとは、保税蔵置場等に蔵置されている貨物について、関税法第40条（貨物の取扱い）に規定する改装、仕分けを行う場合をいう。

（注2）この節において「情報仕分け」とは、未到着便のあるスプリット貨物について、貨物情報の仕分けを行う場合をいう。情報仕分けの子についてのスプリット貨物は、全量到着済みになるのを待たずに情報仕分けされた単位に輸入申告等の輸入通関手続を行うことができる。

なお、改装又は仕分けによる仕分数が2つ以上可能であるが、情報仕分けは仕分数1つのみ可能である。

また、先行便に対して情報仕分けを行った場合は、後続便に対しても同様に情報仕分けを行う必要がある。

(1) 登録の方法

貨物の改装、仕分け又は情報仕分けの手続をしようとする者は、次の方法により登録する。

イ 呼出しによる方法

「貨物取扱登録（改装・仕分）呼出し」業務（業務コード：CHS）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、貨物情報が「貨物取扱登録（改装・仕分）呼出し結果情報A」（出力情報コード：AAS0950）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、後記ロ（呼出しによらない方法）に準じて登録を必要とする事項を上書き入力して送信する。

〔1〕処理区分（「処理区分」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
改装・仕分け	（入力しない。）
情報仕分け	S

〔2〕AWB番号（「AWB番号＊」欄）

AWB番号を必須入力する。

〔3〕仕分数（「仕分数」欄）

「処理区分」欄を入力しなかった場合は、仕分数を入力する。

「処理区分」欄に「S」（情報仕分け）を入力した場合は、入力不可。

〔4〕取扱保税蔵置場（「取扱保税蔵置場」欄）

「処理区分」欄に「S」（情報仕分け）を入力した場合は、貨物の取扱いを行う保税蔵置場を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

欄数を超える仕分けを行う場合で2回目以降の呼出し登録を行う場合は、入力を要しない。

ロ 呼出しによらない方法

「貨物取扱登録（改装・仕分）」業務（業務コード：CHS01）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔1〕税関官署（「税関官署」欄）

貨物が蔵置されている保税蔵置場の管轄税関について、税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。

他所蔵置場所に蔵置されている場合は、必須入力する。

〔2〕取扱保税蔵置場（「取扱保税蔵置場」欄）

貨物の取扱いを行う保税蔵置場を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

〔3〕仕分数（「仕分数」欄）

「処理区分」欄を入力しなかった場合は、必須入力する。

「処理区分」欄に「S」（情報仕分け）を入力した場合は、入力不可。

〔4〕処理区分（「処理区分」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
改装・仕分け	（入力しない。）
情報仕分け	S

〔5〕取扱開始年月日（「取扱開始日時」欄左）

取扱開始年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[6] 取扱開始時刻（「取扱開始日時」欄右）

取扱開始時刻を24時間制（4桁）で必須入力する。

[7] 取扱終了年月日（「取扱終了日時」欄左）

取扱終了年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[8] 取扱終了時刻（「取扱終了日時」欄右）

取扱終了時刻を24時間制（4桁）で必須入力する。

[9] AWB番号（「AWB番号＊」欄）

AWB番号を必須入力する。

※ 以下 [10] から [15] までの項目は、最大8欄まで繰り返し入力することができる。

[10] 終了表示（「終了」欄）

「貨物取扱登録（改装・仕分）呼出し」業務（業務コード：CHS）で入力した仕分け数より実際に仕分けした貨物の件数が少ない場合は、仕分けを行った最後の貨物に対応する次の欄に「E」を入力する。

処理区分に「S」（情報仕分け）を入力した場合は、入力不可。

[11] 個数（仕分け子）（「個数」欄）

仕分けの子の個数を必須入力する。

情報仕分けの場合は、仕分け親の貨物の蔵置個数と等しいこと。

[12] 重量（仕分け子）（「重量」欄）

仕分けの子の重量を入力する。

なお、小数点以下第1位まで入力することができる。

[13] 品名（仕分け子）（「品名」欄）

仕分けの子の品名を必須入力する。

[14] 特殊貨物記号（仕分け子）（「SPC」欄）

仕分けの親に特殊貨物記号が登録されている場合について、最初の登録の場合は、仕分けの親の貨物と同じ特殊貨物記号を該当する仕分けの子にSPC（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[15] メモ（「メモ」欄）

ケース番号を入力する。

(2) 取扱時間延長の登録

前記(1)（登録の方法）により登録された貨物の取扱いについて取扱時間の延長を行う場合は、「貨物取扱登録（改装・仕分け）呼出し」（業務コード：CHS）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、貨物情報が「貨物取扱登録（改装・仕分）呼出し結果情報B」（出力情報コード：AAS0960）として応答画面に出力される。

[1] 処理区分（「処理区分」欄）

「R」（時間延長）を必須入力する。

[2] AWB番号（「AWB番号＊」欄）

AWB番号を必須入力する。

応答画面に出力された内容を確認の上、次の事項を入力し送信する。

[1] 取扱終了年月日（「取扱終了日時」欄左）

取扱終了年月日を西暦（８桁）で必須入力する。

〔２〕 取扱終了時刻（「取扱終了日時」欄右）

取扱終了時刻を 24 時間制（４桁）で必須入力する。

(3) 取消しの方法

前記(1)（登録の方法）により登録された貨物の取扱いについて取消しを行う場合は、「貨物取扱登録（改装・仕分け）呼出し」（業務コード：CHS）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔１〕 処理区分（「処理区分」欄）

「X」（取消し）を必須入力する。

〔２〕 AWB 番号（「AWB 番号＊」欄）

AWB 番号を必須入力する。

貨物情報が「貨物取扱登録（改装・仕分）呼出し結果情報 C」（出力情報コード：AAS0970）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、内容に相違なければ再送信を行う。

(4) 出力情報

前記(1)（登録の方法）、(2)（取扱時間延長の登録）又は(3)（取消しの方法）により貨物取扱情報が登録等された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
貨物取扱控情報 （輸入） B	AAS0980	改装・仕分け、情報仕分け又は時間延長の場合。	登録者
		次の条件を全て満たす場合。 ① 改装・仕分け、情報仕分け又は時間延長の場合。 ② 登録者が取扱保税蔵置場の管理者でない場合。 ③ 取扱保税蔵置場に出力する旨が登録されている場合。	貨物が蔵置されている保税地域
貨物取扱記録情報 （輸入） B	AAS0990	改装・仕分け、情報仕分け又は時間延長で、かつ、取扱場所が他所蔵置場所でない場合。	取扱場所の管轄税関 （保税担当部門）
		改装・仕分け、情報仕分け又は時間延長で、かつ、取扱場所が他所蔵置場所である場合。	他所蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
搬送指示情報（輸入）C	AAS1001	次の条件を全て満たす場合。 ① 改装・仕分け又は時間延長の場合。 ② 取扱場所が他所蔵置場所でない場合。 ③ システムに搬送指示情報を出力する旨の登録がされている場合。	貨物が蔵置されている保税地域
貨物取扱取消控情報（輸入）B	AAS1010	取消しの場合、かつ、登録者が税関以外の場合。	登録者
貨物取扱取消確認情報（輸入）B	AAS1020	取消しの場合、かつ、登録者が税関の場合。	税関 （保税担当部門）
		取消しの場合、かつ、登録者が税関以外の場合。	

4 貨物取扱確認登録（改装、仕分け）

前記3（貨物取扱登録（改装、仕分け））により登録した貨物の取扱い（改装、仕分け）について、仕分け結果の登録を行う場合は、次による。

なお、「貨物取扱登録（改装・仕分け）」業務（業務コード：CHS01）により、仕分けられた件数に変更がある場合も、同様の方法により登録する。

(1) 登録の方法

イ 呼出しによる方法

「貨物取扱確認登録（改装・仕分）呼出し」業務（業務コード：CFS）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、仕分け情報が「貨物取扱確認登録（改装・仕分）呼出し結果情報」（出力情報コード：AAS1030）として応答画面に出力されることから、出力内容を確認の上、後記ロ（呼出しによらない方法）に準じて登録を必要とする事項を上書き入力して送信する。

[1] AWB番号（「AWB番号＊」欄）

AWB番号を必須入力する。

[2] 増加仕分数（「増加仕分数」欄）

仕分数に増加がある場合は、増加した仕分数を入力する。

情報仕分けの場合は、入力不可。

ロ 呼出しによらない方法

「貨物取扱確認登録（改装・仕分）」業務（業務コード：CFS01）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 取扱確認変更表示（「取扱変更」欄）

「貨物取扱登録（改装・仕分）」業務（業務コード：CHS01）により登録された内容と相違する場合は、「Y」を入力する。

[2] 増加仕分数（「増加仕分数」欄）

仕分数に増加がある場合は、増加した仕分数を入力する。

[3] AWB番号（仕分け親）（「AWB番号（親）＊」欄）

AWB番号を必須入力する。

※ 以下 [4] から [12] までの項目は、最大8欄まで繰り返し入力することができる。

[4] 追加表示（仕分け子）（「追加」欄）

増加分の仕分けの子の場合は、「＊」を入力する。

「貨物取扱登録（改装・仕分）」業務（業務コード：CHS01）で仕分けた仕分けの子の場合及び情報仕分けの場合は、入力不可。

[5] 仕分け子枝番（「枝番」欄）

取扱確認した貨物の仕分けの子枝番を入力する。

増加分の仕分けの子の場合は、入力不可。

[6] 個数（仕分け子）（「個数」欄）

取扱確認した貨物の仕分けの子の個数を必須入力する。

情報仕分けの場合は、「貨物取扱登録（改装・仕分）」業務（業務コード：CHS01）で入力された個数と等しい個数を入力する。

[7] 重量（仕分け子）（「重量」欄）

取扱確認した貨物の仕分けの子の重量を必須入力する。

なお、小数点以下第1位まで入力することができる。

[8] 品名（仕分け子）（「品名」欄）

取扱確認した貨物の仕分けの子の品名を必須入力する。

[9] 事故貨物（仕分け子）（「事故」欄）

取扱確認した貨物の仕分けの子に事故貨物がある場合は、事故コード（「業務コード集」参照）を入力する。

[10] 手作業記号（仕分け子）（「手作業」欄）

ロケーションのマニュアルの方法による管理の場合は、「M」を入力する。

取扱場所が他所蔵置の場合は、入力不可。

[11] 終了表示（仕分け子）（「終了」欄）

「貨物取扱登録（改装・仕分）」業務（業務コード：CHS01）により仕分けられた数より実際の仕分数が少なかった場合は、処理対象外とする仕分けの子の欄に「E」を入力する。この欄を含め以降の欄及び未確認であるAWB番号が削除となる。

情報仕分けの場合は、先頭欄に入力不可。

[12] ロケーション（仕分け子）（「ロケーション」欄）

取扱確認した貨物の仕分けの子のロケーションを入力する。

取扱場所が他所蔵置場所の場合は、入力不可。

(2) 出力情報

前記(1)（登録の方法）により貨物の取扱い確認が登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
貨物取扱結果確認 情報（輸入） （REPORT ON RESULT OF HANDLING CARGO）（※）	A A S 1 0 4 0	なし。	登録者
		取扱場所が保税蔵置場である場合。	税関 （保税担当部門）
		「取扱変更」欄に「Y」（登録されている内容と確認内容が異なる場合）を入力した場合。	貨物取扱登録（改装、仕分け）を行った利用者
		取扱場所が他所蔵置場所である場合。	税関 （保税担当部門）
搬入状況通知情報 （輸入） （BOND IN STATUS INFORMATION） （※）	A A S 0 1 1 0	税関へ届出を必要とする事故情報の入力をした場合。	登録者
		税関へ届出を必要とする事故情報の入力をした場合、かつ、取扱場所が他所蔵置場所でない場合。	税関 （保税担当部門）
		税関へ届出を必要とする事故情報の入力をした場合、かつ、取扱場所が他所蔵置場所である場合。	

※括弧内英字は帳票タイトル

5 特殊貨物の取扱い

保税蔵置場の倉主が、蔵置中の動物に対するエサの投入、運動の実施及び要冷蔵貨物に対するドライアイスの投入等についての取扱い作業（以下この節において「特殊取扱い」という。）を通関業者等から依頼されている場合に登録する。

また、登録を取り消す場合も同様である。

なお、本登録はシステムにより蔵置料金の計算を行う旨が設定されている保税蔵置場のみ実施可能である。

(1) 登録の方法

「貨物取扱登録（特殊貨物）」業務（業務コード：C H T）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔1〕税関官署（「税関官署」欄）

税関官署を入力する場合は、入力者の管理する保税蔵置場の管轄税関官署と同一の税関官署を税関官署コード（「業務コード集」参照）で入力する。

〔2〕取扱貨物の種類（「貨物種別＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
I C E （ドライアイスを投入する必要のあるもの。）	I
A V I （犬、猫、猿等の動物の場合で、エサの投入又は運動等を必要とするもの。）	A
O T H E R （消毒等、前記以外のもの。）	O（オー）

[3] 処理区分（「処理区分」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
登録	(入力しない。)
取消し	C

[4] 取扱開始年月日（「取扱開始年月日・時刻」欄左）

取扱開始年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

なお、「処理区分」欄に「C」（取消し）を入力した場合は入力を要しない。

[5] 取扱開始時刻（「取扱開始年月日・時刻」欄右）

取扱開始時刻を24時間制（4桁）で必須入力する。

なお、「処理区分」欄に「C」（取消し）を入力した場合は入力を要しない。

[6] 取扱終了年月日（「取扱終了年月日・時刻」欄左）

取扱終了年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

なお、「処理区分」欄に「C」（取消し）を入力した場合は入力を要しない。

[7] 取扱終了時刻（「取扱終了年月日・時刻」欄右）

取扱終了時刻を24時間制（4桁）で必須入力する。

なお、「処理区分」欄に「C」（取消し）を入力した場合は入力を要しない。

※ 以下 [8] から [13] までの項目は、最大18欄まで繰り返し入力することができる。

[8] AWB番号（「AWB番号」欄）

AWB番号を必須入力する。

入力された内容を対象外とする場合は、先頭に「XXX」を入力する。

[9] 投入量（「投入量」欄）

ドライアイス又はエサの量を入力する。

「貨物種別*」欄に「A」（AVI）を入力した場合で、「処理区分」欄を入力しなかった場合は、必須入力する。

ただし、「区分」欄に「R」（動物の運動及び小屋掃除要の場合）を入力する場合は、入力不可。

なお、「処理区分」欄に「C」（取消し）を入力した場合は、入力を要しない。

[10] 単価（「単価」欄）

投入量に入力したドライアイス又はエサの単価を入力する。

ただし、「区分」欄に「R」（動物の運動及び小屋掃除要の場合）を入力する場合は、入力不可。

なお、「処理区分」欄に「C」（取消し）を入力した場合は入力を要しない。

[11] 区分（「区分」欄）

「貨物種別*」欄に「A」（AVI）を入力した場合で、動物の運動及び小屋清掃が必要な場合は、「R」を入力する。

また、「貨物種別*」欄に「A」（AVI）を入力した場合で、「投入量」欄を入力した場合は、入力不可。

なお、「処理区分」欄に「C」（取消し）を入力した場合は、入力を要しない。

[12] 備考（「備考」欄）

「貨物種別＊」欄に「A」（A V I）を入力した場合で、種類の識別及びエサの種類の識別を行う場合は、入力する。

なお、「処理区分」欄に「C」（取消し）を入力した場合は、入力を要しない。

[13] 個数（「個数」欄）

特殊取扱いを行う個数を必須入力する。

「処理区分」欄に「C」（取消し）を入力した場合は、入力を要しない。

(2) 出力情報

前記(1)（登録方法）により貨物の取扱いが登録された場合は、登録者に次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
貨物取扱控情報（輸入）C	A A S 1 0 5 0	登録の場合。
特殊貨物取扱取消情報 (DELETION OF AWB NO INFORMATION) (※)	A A S 1 0 6 0	取消しの場合。

※括弧内英字は帳票タイトル

6 搬送指示情報の登録

搬送指示情報登録は、輸入貨物の内容の点検、改装又は仕分けその他の手入れに係る手続を行う者から貨物取扱い、見本品一時持出し、検疫一時持出し又は検査のための貨物取扱いの申込みがあった場合に保税蔵置場がその輸入貨物の搬送指示の登録を行う。

なお、搬送指示情報登録により、貨物取扱回数加減算処理、取扱重量区分カウンタ処理、検品室使用時間数加算処理及び取扱手数料計算処理が行われる。

(1) 登録の方法

「搬送指示情報登録」業務（業務コード：P U O）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 航空貨物代理店（「代理店名＊」欄）

当該貨物の内容の点検、改装又は仕分けその他の手入れに係る手続を行う者の利用者コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[2] 処理種別（「処理識別＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
内容点検	1
改装・仕分け	2
見本品一時持出し	3
検疫一時持出し	4
検査一時持出し	5
横持回数カウント	6

[3] 支払種別（「支払識別＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
C R E D I T	1
C A S H	2
F R E E	3

〔４〕横持（「横持」欄）

横持（税関手続関連（共通編）-第１章第１節５（２）で定義されている「横持ち申告」の横持ちとは異なる。）の有無について、区分に応じたコードを必須入力する。

区 分		コード
処理種別 （「処理識別＊」欄）	横持	
1 （内容点検）	/	（入力しない。）
2 （改装・仕分け）		（入力しない。）
3 （見本品一時持出し）	有り	Y
	無し	N
4 （検疫一時持出し）	有り	Y
	無し	N
5 （検査一時持出し）	有り	Y
	無し	N
6 （横持回数カウント）	横持回数加算の場合	（入力しない。）
	横持回数減算の場合	（保税蔵置場毎に指定された重量に対応した重量区分） A～J

〔５〕時間外表示（「時間外表示」欄）

取扱いが営業時間外の場合は、「O（オー）」を入力する。

※ 以下〔６〕から〔８〕までの項目は、最大１７欄まで繰り返し入力することができる。

〔６〕AWB番号（「AWB番号」欄）

AWB番号を必須入力する。

〔７〕個数（「個数」欄）

必要に応じて内容点検及び一時持出しの個数を入力する。

〔８〕検品室使用時間数（「検品室使用時間数」欄）

必要に応じて内容点検及び改装・仕分けで検品室を使用する時間を入力する。

(2) 出力情報

前記（１）（登録の方法）により運送指示情報が登録された場合は、登録者に次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
搬送指示情報（輸入） A	A A S 0 7 9 1	次の条件を全て満たす場合。 ① システムに出力する旨の登録がされている。 ② 「処理識別＊」欄に「1」（内容点検）、「3」（見本品一時持出し）又は「4」（検疫一時持出し）を入力した場合。
搬送指示情報（輸入） C	A A S 1 0 0 1	次の条件を全て満たす場合。 ① システムに出力する旨の登録がされている場合。 ② 「処理識別＊」欄に「2」（改装・仕分け）を入力した場合。
搬送指示情報（輸入） D	A A S 1 0 7 0	次の条件を全て満たす場合。 ① システムに出力する旨の登録がされている場合。 ② 「処理識別＊」欄に「5」（検査一時持出し）を入力した場合。
請求書・領収書・計算書情報	A A S 0 8 1 0	次の条件を全て満たす場合。 ① 登録者の管理する保税蔵置場に対してシステムにより蔵置料金計算を行う旨の設定がされている場合。 ② 「支払識別＊」欄に「2」（改装・仕分け）又は「3」（見本品一時持出し）を入力した場合。

7 貨物取扱手数料変更情報の登録

保税蔵置場が、貨物取扱手数料の減算、検品室時間数の加減算又は領収書の作成を行う場合は、次による。

(1) 登録の方法

「貨物取扱手数料変更情報登録」業務（業務コード：H C C）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔1〕 航空貨物代理店（「代理店名＊」欄）

当該貨物の貨物取扱手数料の減算、検品室時間数の加減算又は領収書の作成の申込みを行った者を利用者コードで必須入力する。

〔2〕 処理種別（「処理種別＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
取扱回数の減算・計算書出力	1
取扱回数の減算無し・領収書出力	2

区 分	コード
取扱回数の減算・領収書出力	3
検品室使用時間修正	4
検品室使用料の計算のみで取扱回数の減算は無し・領収書出力	5

※ 以下〔3〕から〔7〕までの項目は、最大18欄まで繰り返し入力することができる。

〔3〕AWB番号（「AWB番号」欄）

AWB番号を必須入力する。

〔4〕検品室使用時間数（「検品室」欄）

先頭1桁目に加減算符号（「+」又は「-」）を付し、「+99」から「-99」までの範囲で入力する。

〔5〕差日表示（「差日数」欄）

「搬出確認登録（一般）」業務（業務コード：OUT）で差日数の入力を必須とする場合は、「Y」を入力する。

〔6〕マニュアル料金（「マニュアル」欄）

「搬出確認登録（一般）」業務（業務コード：OUT）でアディショナルチャージの入力を必須とする場合は、「A」を入力する。

〔7〕時間外表示（「時間外」欄）

時間外取扱カウンタを減算する場合は、「O（オー）」を入力する。

(2) 出力情報

前記(1)（登録の方法）により貨物取扱い手数料の変更が登録された場合は、登録者に次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
貨物取扱手数料変更情報登録結果情報	AAS1080	なし。
請求書・領収書・計算書情報	AAS0810	「処理種別＊」欄に「1」（取扱回数の減算・計算書出力）、「2」（取扱回数の減算無し・領収書出力）、「3」（取扱回数の減算・領収書出力）又は「5」（検品室使用料の計算のみで取扱回数の減算は無し・領収書出力）を入力した場合。